

公立大学法人公立ほこだて未来大学中期計画

公立大学法人公立ほこだて未来大学

公立大学法人公立はこだて未来大学中期計画

(平成20年4月1日函館圏公立大学広域連合長認可)

第1 中期計画の期間

1 中期計画の期間

平成20年4月1日から平成26年3月31日までの6年間とする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 大学全体としての理念・目標に関する措置

大学全体としての理念・目標の実現を図るため、各学科、研究科、附属機関等における目標および計画を策定し公表するとともに、教職員が一体となって取り組みを進める。

2 教育に関する措置

(1) 学部教育の措置

- ・教養教育やコミュニケーション教育等の基礎科目を担当する附属機関としてメタ学習センターを設置する。
- ・メタ学習センターが中心となり、基礎教育（リベラル・アーツ）のカリキュラム開発および実施のための企画、新入学生等への導入教育の企画、大学の教育活動を通じた建学理念の共有化等の活動を実施する。
- ・学科・コース別の教育目標とそのスケジュールを作成し、学期末に達成度の評価を行い、公表する。
- ・より効果的に教育研究上の成果を得るため、学科・コースの見直しを行い、再編成を検討する。
- ・専門性を明確にしたコース教育とプロジェクト学習等のコース横断的教育を統合したカリキュラムや教育支援体制を整備する。

(2) 大学院教育の措置

- ・専門領域を超えて学際的な活動を行うことのできる多視点性を備えた研究者・技術者を育成する。
- ・システム情報科学や情報社会の発展に貢献する教育、研究を行うため、教育研究領域の再構築を検討し、合わせて体系的な教育課程の編成を図る。
- ・社会人学生に対応可能な教育課程の編成を図る。

(3) 入学者受け入れに関する措置

[学部]

- ・入学者に求める能力・適性等を明確にするため、アドミッション・ポリシーを明示のうえ広報を行い、社会人を含めた広い範囲からの多彩な入学者の受け入れを図る。
- ・具体的な教育内容や実践例、キャリアパスを示すことにより、受験生に対し大学の魅力をわかりやすく伝える。
- ・AO入試、推薦入試での合格者に対する入学前の導入教育の充実を図る。
- ・入学後の成績追跡調査や担任教員による定期的な面接を通じて、選抜試験制度の検証を行う。
- ・学部入試に係る広報の充実を図るとともに、入学試験制度全般の見直しについて検討する。

[大学院]

- ・一般選抜試験において、専門科目試験に代えて研究成果に基づく審査を行う制度を活用する。
- ・学内推薦制度を活用し、学生が早期に大学院進学を決定し卒業研究等に専念できる体制を整える。
- ・学部3年生から大学院に入学できる早期入学（飛び入学）を継続して実施する。
- ・国内外の交流協定締結大学等からの入学者受け入れを推進する。
- ・社会人が入学しやすい履修制度を検討する。

(4) 教育体制に関する措置

- ・カリキュラムの編成に合わせた学科・コース構成の見直しを行う。
- ・専門教育のレベル向上のため、専任教員を各コースに配属し、コースごとに設定した達成目標に沿った教育を行う。
- ・各コース・メタ学習センターの代表者により構成される教務委員会を設置し、教務に係る具体的施策の構築を行う。
- ・函館圏の多様な学問分野を学ぶために、地域の高等教育機関間での単位互換制度や非常勤講師の相互活用制度の推進を図る。
- ・地域からの入学者の学力レベル向上のため、函館圏の高等学校等との基礎教育科目での連携を図る。
- ・先端的な情報基盤を積極的に活用した教育を実施する。
- ・中学校教諭一種・数学，高等学校教諭一種・数学，および高等学校教諭一種・情報の免許が取得可能となる教職課程の教育制を検討する。
- ・様々な分野の高度な教育を実現するため、遠隔からの講義を容易にするe-Learningシステム導入について検討する。

(5) 教育内容および教育方法に関する措置

[学部]

- ・ 1年次学部共通教育を通じて広範な学問分野を学ぶための基礎学力を修得し、2年次以降のコース教育により、専門的能力が高められるカリキュラム編成および教育内容の改善を行う。
- ・ 1年次学生が将来像を明確にし適切な進路選択を考える一助とするため、システム情報科学概論等を通じて本学の教育理念や学科・コースの特徴の理解を進める。
- ・ コースの専門性を発揮しながら異なる領域のメンバーと協調して高い創造性とコミュニケーション能力を養成するため、3年次に学生間でプロジェクトチームを編成し、システム情報科学実習（プロジェクト学習）として実践的な課題解決に取り組む演習の充実を図る。
- ・ 大学院進学希望者に対し、大学院での研究に繋がる興味ある研究テーマを早い学年次から持てるような教育の取り組みを推進する。
- ・ 情報処理技術者試験の受験を推奨し、基本情報技術者試験の合格者数の増加を目指す。
- ・ 社会のニーズに沿った実践的なソフトウェア人材育成教育を進めるために、実践的IT人材育成寄附講座に関連した科目の充実を図る。
- ・ インターンシップ科目「企業実習」の充実を図る。
- ・ システム情報科学を学ぶために必要な英語教育を実施する。

[大学院（博士前期課程）]

- ・ 研究科共通科目、領域内基礎科目、領域内専門科目等、カリキュラムの科目の位置づけを明確にし、科目間連携や教育内容の検討を連携して柔軟に実施できる体制を整備する。
- ・ 多様な履修・経歴の入学者に対応できるように、学部との相互運用科目を導入して、大学院における専門教育の基盤となる科目の拡充を図る。
- ・ 課題研究科目を通じて、実践的な研究方法・手法に関する教育を実施する。
- ・ 科学技術の英語表現能力向上のための「科学技術英語」科目を設ける。
- ・ 大学院生が教員の研究活動に補助者として携わるRA（リサーチ・アソシエイト）制度を活用し、実際的な研究方法に関する経験の深める機会を拡大する。
- ・ ソフトウェア設計等に従事する情報技術者育成を目的とする実

践的 I T 人材育成寄附講座を開設し、産学連携による安定的な講座運営を図る。

[大学院（博士後期課程）]

- ・ 特別セミナーを通じて、研究方法論等について高度な専門教育を実施する。
 - ・ 大学院生が教員の研究活動に補助者として携わる R A（リサーチ・アソシエイト）制度を活用し、実地的な研究方法に関する経験を深める機会を拡大する。
- (6) 教育の質の向上のためのシステムに関する措置
- ・ 学生によるオンライン授業評価システムを利用し、各セメスターでの実施評価を行い、授業内容の改善を図る。
 - ・ メタ学習センターを中心に、ファカルティ・ディベロプメントの企画を実施する。
 - ・ 教員間での教授法相互検証に加えて、第三者による授業評価を検討、ファカルティ・ディベロプメントに活用する。
 - ・ プロジェクト学習や卒業研究発表セミナーを学外者に公開し、評価を受ける。
 - ・ 各コースの教育目標の達成度を検証し、次年度以降の内容・方法等の改善に反映させる。
- (7) 学生支援に関する措置
- ・ 毎年度 4 月に単位履修および学生生活に関するガイダンスを実施するとともに、前期終了後に学習目標に対する各学生の達成度を調査する。
 - ・ 担任教員制度を活用して、問題を抱える学生、留学生、障害を持つ学生等に対する支援を実施する。
 - ・ 必修科目担当教員・担任教員間の密接な連携を図り、欠席・遅刻等学生の受講状況の変化に対する適切な措置を行う体制を整備する。
 - ・ 臨床心理士による定期的な学生相談室での相談体制の充実を図る。
 - ・ 学生の生活状況とニーズ把握のため、年 1 回実態調査を実施する。
 - ・ 学生の自主的学習活動やサークル活動への備品貸出等の支援を実施する。
 - ・ 重点事項を定めての全学規模のマナー向上キャンペーンを実施する。
 - ・ 就職相談体制の充実を図るとともに、多様な業種への就職等の拡大を図る。

3 研究に関する措置

(1) 研究水準および研究の成果等に関する措置

- ・大学の独自性を生かした戦略的な研究テーマを設定し，資源の集中的な投入を行う。
- ・戦略的な研究テーマについて，定期的に成果の評価を行う。
- ・学位論文等について情報ライブラリーを通じて公開し，学外での活用や評価を受けられる体制を整える。
- ・研究成果の社会への還元および対外的に情報発信するための支援体制を整備する。
- ・知的財産権に関して，取得および活用の支援施策を実施する。

(2) 研究実施体制等に関する措置

- ・大学として取り組む戦略的な研究テーマに関し，関連分野の教員等で研究クラスターを構成し，目標年次を設定して集中的な研究体制を整備する。
- ・共同研究センターが中心となって，教員相互に研究テーマについての資料公開や情報提供活動を行う。
- ・戦略的研究テーマに係る研究費の適切な配分を実施し，研究員等の確保等を実施する。
- ・高度な研究者倫理の普及に努めるとともに，研究活動上の不正行為防止対策の充実を図る。

(3) 研究の質の向上のためのシステムに関する措置

- ・学内公募型研究費による研究成果報告書の提出および発表を義務付け，成果についての適正な評価を実施する。
- ・高い評価を受けた研究成果に対する顕彰制度を検討する。
- ・国際的な研究レベルを維持するため，教員の在外研究制度を検討する。

4 地域貢献等に関する措置

(1) 教育活動等における函館圏を中心とした地域社会との連携に関する措置

- ・地域の大学センター構想等の取組みに積極的に参画する。
- ・地域の高等学校との高大連携を拡充するほか，地域の理数教育の向上に努める。
- ・地域の生涯学習機会の提供として，公開講座，各種講演会等を充実させ，専門的知識の普及を図る。
- ・I Tセミナー，フォーラムの開催を通し地域社会に貢献する。

(2) 産学官連携の推進に関する措置

- ・国，地方自治体等の各種委員会や地域産業振興施策への参画に関与する活動を組織的に支援する。
- ・地域企業等との共同研究や研究成果を生かした新規起業を促し，産業振興を図る。

(3) 地域貢献等の向上のためのシステムに関する措置

- ・学生および教職員の地域貢献活動等を評価する仕組みの確立を図る。

5 国際交流に関する措置

- ・学術交流協定大学を中心とした留学支援制度を検討し，学生の交換留学等の推進を図る。
- ・国際交流担当組織を整備し，国外の大学・研究機関との連携を拡充し教員，研究員の相互交流を図る。
- ・留学生等受入体制の整備を進める。

6 附属機関の運営に関する措置

(1) 情報ライブラリーの運営に関する措置

- ・学科，コース構成を勘案した選書・収書を基に年1，000冊程度の和洋書購入計画を策定する。
- ・最新の情報を迅速に，また網羅的，複合的に収集して教育・研究に役立てるため，オンラインジャーナルの購読を推進する。
- ・公共図書館等との連携により，不要な重複収書の削減を図る。
- ・地域に対する施設利用広報を拡充し，学外者利用を高める。
- ・理数教育に係る地域連携を促進するために関係図書等アーカイブ作成を図る。

(2) 共同研究センターの運営に関する措置

- ・地域におけるIT関連事業に対する要請に応えるとともに，北海道の基幹産業である農林水産業，観光産業において産学官連携による研究活動を推進する。
- ・共同研究センターが中心となって，地域や産業界が求める研究テーマを設定し，産学等の連携による共同研究を推進する。
- ・研究活動と社会との連携を組織的，戦略的に推進するため，共同研究センターが中核となり，社会ニーズのあるプロジェクトを推進し，外部資金の獲得を図る。
- ・地域の大学間連携および研究機関等との連携機能を充実させるとともに，国内外の研究機関との連携・交流事業を推進する。
- ・シンポジウムの開催等により研究成果の地域に向けた継続的な情報発信を行うとともに，地域還元型研究への研究資金の配分

を進める。

- ・学内における知財戦略を検討し，研究等に係る知的財産権の取得および活用について，効果的な支援業務を行う。

第3 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する措置

- ・大学運営の円滑な遂行のため，役員会，経営審議会，教育研究審議会，教授会の機能分担を明確にし，迅速かつ的確な意思決定を行う体制を確立する。
- ・学内委員会の再編を進め，実行性の高い組織編成とする。
- ・大学運営の中長期的戦略を企画・立案するための組織を整備する。
- ・大学の経営戦略を踏まえて，理事長が柔軟に予算編成・配分することが可能なシステムを導入する。

2 教育研究組織の見直しに関する措置

- ・学生確保に係る企画・立案の機能の強化を図る。
- ・大学全入時代に対応した，新生の基礎教育体制の構築を図る。
- ・国内外の大学・研究機関と連携を進めるため，交流推進組織の充実・強化を図る。
- ・教育研究による地域貢献を計画的に推進する組織作りの検討を行う。

3 教職員の人事の適正化に関する措置

- ・教職員の多様な採用方法や雇用形態を導入し，専門性と効率性を満たす人事制度を構築するための採用方針・計画を策定する。
- ・教育研究活動に従事する教員の職務の特性を踏まえ，専門型裁量労働制の導入を図る。
- ・地域貢献等の学外活動の活性化のため，教職員の兼業・兼職制度の整備を図る。
- ・教員の教育業績，研究業績，地域貢献等多様な業績を適切に評価する人事評価システムを構築する。
- ・事務職員について，職務実績，職務への取組み姿勢，能力等を適切に評価する人事評価システムを構築する。

4 事務等の効率化・合理化に関する措置

- ・事務組織の再編や見直しにより業務の集約を実施し，事務の効率

化・合理化を推進する。

- ・費用対効果を考慮しながら，業務の外部委託化を積極的に推進する。
- ・業務情報の共有化や電子化を推進し，管理運営の高度化および効率化を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の確保に関する措置

- ・国および民間等の公募型研究資金に関する情報収集や学内情報の共有化等戦略的な獲得支援体制を充実させるとともに，寄附講座の拡充等産学連携を中心とした多様な資金確保の体制整備を進める。
- ・地域の研究ニーズの情報収集や学内周知を積極的に実施し，受託研究等の拡充を図る。
- ・教育研究環境の充実のため，積極的な寄附金獲得に努める。

2 経費の抑制に関する措置

- ・大学運営に係る経費の精査を実施し，適切な予算配分を行う。
- ・管理経費の抑制と効率的な執行を行うために，経費区分に応じた目標を設定し，計画的な経費の節減を図る。
- ・業務の集約化，事務の効率化の推進や環境に配慮した省エネルギー対策を推進し，経費の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する措置

- ・資産の運用管理に係る情報を集約化し，効率的で効果的な管理を行う体制を整備する。
- ・安全性および安定性を重視した資金管理に努める。

第5 自己点検・評価・情報公開等に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・評価の充実に関する措置

- ・オンライン授業評価の確実な実施により，教育評価の充実を図る。
- ・研究に関する自己点検・評価および外部評価を定期的実施する。研究プロジェクト等の成果は，発表会，シンポジウムなどにより，学外にも開かれた形で発表し，検証する。
- ・評価委員会を中心に，定期的組織的な自己点検・評価を実施し，

結果をホームページ等により積極的に公開する。

- ・外部の認証評価機関による大学機関別認証評価を受審し，評価結果および改善策を公表し，課題の解決に努める。

2 情報公開等の推進に関する措置

- ・広報体制の整備を図り，ホームページの充実，マスメディアの積極的活用等により地域住民等への積極的な情報提供を行う。
- ・後援会および同窓会の活動を拡充し，会報等を通して保護者や卒業生への情報提供を強化する。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する措置

- ・施設設備の利用状況を点検し，全学的な有効利用を図る。
- ・将来を展望した教育研究機能の充実，地域貢献の強化の観点から，施設設備の整備基本方針の策定を検討する。
- ・施設設備についての現況調査を行い，現状の評価や経年化対策を含めた保守点検計画を策定し実施する。
- ・外部委託を活用した総合的な施設設備の維持管理を行う。

2 安全管理に関する措置

- ・事故等防止のため全学的な安全衛生管理体制を整備するとともに，教職員および学生の安全に対する意識向上を図る。
- ・定期健康診断等により学生および教職員の適切な健康管理を実施する。
- ・セキュリティの実効性とユーザーの利便性の調和に配慮した情報セキュリティ対策の充実を図る。

3 人権擁護に関する措置

- ・倫理委員会を中心にセクシュアル・ハラスメント等人権侵害に対する防止啓発，相談，問題解決への実施体制を整備する。
- ・人権擁護の意識向上のため，学生および教職員を対象とした講演会等を定期的を開催する。

第7 予算

1 予算（平成20年度～平成25年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9, 4 5 6
補助金等収入	1 6
自己収入	4, 2 4 2
授業料・入学料・入学検定料収入	4, 0 1 6
その他の収入	2 2 6
受託研究等収入	8 0 1
寄附金収入	2 8
計	1 4, 5 4 3
支出	
業務費	1 3, 8 4 1
教育研究経費	5, 3 1 3
一般管理費	2, 3 6 5
人件費	6, 1 6 3
受託研究等経費	7 0 2
計	1 4, 5 4 3

【積算にあたっての基本的な考え方】

- （1）平成20年度予算をベースにして6年間の予算を積算している。
- （2）物価変動やベースアップについては、見込んでいない。

【各費目の積算にあたっての基本的な考え方】

（1）運営費交付金

$$\text{運営費交付金} = \text{支出総額} - (\text{補助金等収入} + \text{自己収入} + \text{受託研究等収入} + \text{寄附金収入})$$

・上記の考え方で積算しているが、各事業年度の運営費交付金は、予算編成過程において同様の考え方を適用して再計算されて決定される。

・運営費交付金の算定は、中期目標期間当初は、積み上げ方式によるものとするが、今後の実績等を勘案し、中期目標期間中に算定ルールを定める。

(2) 補助金等収入

継続事業として採択されている国庫補助金（特色GP）について、平成20年度分として予算額と同額を見込んだ。

(3) 自己収入

① 授業料・入学料・入学検定料収入

平成20年度予算の学生数等の積算に基づき、現行の単価を適用して見込んだ。

② その他の収入

平成21年度以降は、平成20年度予算と同額を基本として見込んだ。

(4) 受託研究等収入および寄附金収入

平成20年度予算をベースとするが、受託研究等収入については、一定の伸び率を見込んだ。

なお、寄附講座に係る寄附金収入は、平成21年度以降は、見込んでいない。

(5) 業務費

① 教育研究経費および一般管理費

平成21年度以降は、平成20年度予算を基本に情報機器の更改を見込んで積算した。

② 人件費

平成21年度以降は、平成20年度予算をベースに昇給分を見込んで積算した。また、退職手当は各事業年度の退職者の見込みに基づき積算した。

(6) 受託研究等経費

各事業年度とも受託研究等収入に基づき見込んだ。

2 収支計画（平成20年度～平成25年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	15,363
経常費用	15,363
業務費	10,359
教育研究経費	3,403
受託研究費等	702
役員人件費	361
教員人件費	4,441

職員人件費	1, 4 5 2
一般管理費	2, 3 1 7
財務費用	1 0 2
雑損	0
減価償却費	2, 5 8 5
臨時損失	0
収入の部	1 5, 3 6 3
経常収益	1 5, 3 6 3
運営費交付金収益	9, 4 2 2
補助金等収益	1 6
授業料収益	3, 4 0 9
入学料収益	4 9 8
入学検定料収益	9 4
受託研究等収益	8 0 1
寄附金収益	2 5
財務収益	0
雑益	2 2 6
資産見返運営費交付金等戻入	1 6
資産見返寄附金戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	8 5 4
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（平成20年度～平成25年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	1 4, 5 4 3
業務活動による支出	1 2, 6 7 6
投資活動による支出	5 2
財務活動による支出	1, 8 1 5
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	1 4, 5 4 3

業務活動による収入	14,543
運営費交付金による収入	9,456
補助金等による収入	16
授業料・入学料・入学検定料による収入	4,016
受託研究等収入	801
寄附金収入	28
その他の収入	226
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	0

4 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

4億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定されるため。

5 重要な財産の譲渡，または担保に供する計画

なし

6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は，教育，研究の質の向上および組織運営の改善に充てることを基本とする。